

令和8年度答申第53号
令和8年7月24日

諮問番号 令和8年度諮問第24号（令和8年6月25日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 石綿に係る健康管理手帳の不交付決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）67条1項の規定に基づく健康管理手帳の交付申請（以下「本件交付申請」という。）をしたところ、A労働局長（以下「処分庁」という。）が、健康管理手帳を不交付とする決定（以下「本件不交付決定」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令等の定め

- （1）安衛法67条1項は、都道府県労働局長は、がんその他の重度の健康障害を生ずるおそれのある業務で、政令で定めるものに従事していた者のうち、厚生労働省令で定める要件に該当する者に対し、離職の際に又は離職の後に、当該業務に係る健康管理手帳を交付するものとする規定している。

- (2) 上記(1)の委任を受けて、労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「安衛法施行令」という。)23条は、安衛法67条1項の政令で定める業務は、次のとおりとすると規定し、安衛法施行令23条11号には、石綿等の製造又は取扱いに伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務が掲げられている。
- (3) また、上記(1)の委任を受けて、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)53条1項は、安衛法67条1項の厚生労働省令で定める要件に該当する者は、労働基準法(昭和22年法律第49号)の施行の日以降において、次の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、離職の際に又は離職の後に、それぞれ、同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者とする規定している。
- (4) 上記(3)の表において、安衛法施行令23条11号の業務(石綿等(安衛法施行令6条23号に規定する石綿等(石綿又は石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有する製剤その他の物)をいう。以下同じ。)を製造し、又は取り扱う業務(以下この業務を「石綿直接業務」という。)に限る。)については、その要件は、次のいずれかに該当することと規定され、1号には、「両肺野に石綿による不整形陰影があり、又は石綿による胸膜肥厚があること。」が、2号には、「石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修若しくは除去の作業、石綿等の吹付けの作業又は石綿等が吹き付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業(吹き付けられた石綿等の除去の作業を含む。)に一年以上従事した経験を有し、かつ、初めて石綿等の粉じんにばく露した日から十年以上を経過していること。」が、3号には、「石綿等を取り扱う作業(前号の作業を除く。)に十年以上従事した経験を有していること。」が、4号には、「前二号に掲げる要件に準ずるものとして厚生労働大臣が定める要件に該当すること。」が掲げられている。
- (5) 健康管理手帳の交付申請関係について、平成25年9月26日付け基発0926第5号厚生労働省労働基準局長通知「健康管理手帳及び船員健康管理手帳交付等関係事務取扱要領」(以下「事務取扱要領」という。)は、次のとおり定めている。

ア 申請書の受理

(ア) 従事歴申告書の確認

健康管理手帳交付申請書には様式第1号による従事歴申告書が添付されていることを確認すること。なお、石綿業務（安衛法施行令23条11号）の申請においては、従事歴申告書（様式第1号）の「該当交付要件」にチェックがあることを確認すること。

(イ) 従事歴を証する書類等の確認

従事歴を証する書類等については、次によること。

- A 石綿業務（安衛則53条1項の表の安衛法施行令23条11号の業務の項2号から4号までのいずれかに該当する場合に限る。）の場合、①様式第3号により当該業務に申請者が継続して従事していたこと及び当該業務に係る従事期間その他必要な事項について事業者が記載した従事歴証明書（以下「事業者証明書」という。）、②事業者証明書が得られず、又は不十分な場合は、様式第5号による当該業務に申請者が継続して従事していたこと及び当該業務に係る従事期間その他必要な事項について本人が記載した従事歴申立書（以下「本人申立書」という。）並びに様式第7号による当該業務に申請者が継続して従事していたこと及び当該業務に係る従事期間その他必要な事項について当該業務に同時期に従事していた者2名以上が記載した従事歴証明書（以下「同僚証明書」という。）、③同僚証明書が得られず、又は不十分な場合は、本人申立書に加えて、安衛則53条1項の表に掲げる交付要件に相当する従事歴を証明する1種類以上の書類（特定化学物質健康診断個人票の写し又は特定化学物質健康診断の本人への結果通知の写し、石綿健康診断個人票の写し又は石綿健康診断の本人への結果通知の写し、社会保険の被保険者記録、給与明細の写し、雇用保険に係る証明書、その他本人申立書に記載された内容を裏付ける客観的な書類）
- B 石綿業務（安衛則53条1項の表の安衛法施行令23条11号の業務の項2号から4号までのいずれかに該当する場合を除く。）の場合、上記Aに掲げる書類に加え、エックス線写真等及び石綿による不整形陰影若しくは胸膜肥厚の陰影がある旨の記述等のある医師による診断書（同様の記載のある石綿健康診断個人票の写し又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可。）又は管理2以上のじん肺管理区分決定通知書及び当該決定に関して都道府県労働局長に提出されたじん肺健康

診断結果証明書の写し

イ 申請書類等の審査

書面のみによる審査（石綿業務（安衛則５３条１項の表の安衛法施行令２３条１１号の業務の項２号から４号までのいずれかに該当する場合））について、事業場が廃止されているなどの理由により事業者証明書が得られない場合において、本人申立書のみが提出された場合は、原則として健康管理手帳は交付しないこと。ただし、本人への聴取調査により、上記（イ）Ａ②及び③に掲げる書類を提出できないことがやむを得ない理由によるものであると考えられる場合には、厚生労働省労働衛生課に協議すること。

２ 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- （１）審査請求人は、令和７年６月５日付けで、処分庁に対し、安衛法６７条１項の規定に基づき、健康管理手帳の交付申請（本件交付申請）をした。本件交付申請に当たり、審査請求人は、申請書の「手帳の種類」欄には「石綿」に丸印を付し、また、申請書に添付して提出した従事歴申告書（健康管理手帳交付申請書添付用）の「該当交付要件（石綿業務の申請に限る）」欄には、「１．石綿を製造し、又は取り扱う業務」のうち「ｃ「胸部所見」、「従事歴」の両方」の選択欄に丸印を付し、「職歴」中の「従事期間」欄には、「自５０年３月１日 至５１年６月末日」との記載が、同じく「事業場の名称と所在地」欄には、「Ｂ社」及び「Ｃ地」と記載があった。

（健康管理手帳交付申請書、従事歴申告書（健康管理手帳交付申請書添付用））

- （２）処分庁は、令和７年１０月１４日付けで、審査請求人に対し、安衛法６７条１項の規定に基づく安衛則５３条１項の表に掲げる業務又は要件に該当しない旨の理由を付して、健康管理手帳を不交付とする決定（本件不交付決定）をした。

（健康管理手帳不交付決定通知書）

- （３）審査請求人は、令和７年１２月１０日付けで、審査庁に対し、本件不交付決定を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書）

- （４）審査庁は、令和８年６月２５日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

石綿を取り扱う業務に従事したことは、私の肺に明確に記録されている。健康管理手帳は私の命綱であるから、その命綱を切らないでほしい。私が労働者として石綿を取り扱う業務に従事したことは間違いのないため、健康管理手帳が交付されないことは納得できない。D病院、E病院では、稀な難病であり治療もなく、術後の予後は大変厳しいと説明を受けた。高齢でもあり、先行きが不安で夜も眠れない。

したがって、本件不交付決定を取り消し、健康管理手帳を交付するよう強く求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査庁の判断は、次の2（3）アの審理員意見書と同旨であり、本件審査請求には理由がないから棄却すべきであるとしている。

2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。

（1）本件では、処分庁が、審査請求人は安衛法67条1項の規定に基づく安衛則53条1項の表に掲げる業務又は要件に該当することが確認できないとして本件不交付決定を行ったことから、本件不交付決定の適否について判断する必要がある。

（2）審理員が認定した事実

ア 処分庁は、審査請求人から提出された本件交付申請に係る申請書類及び申立てに基づき、労働者として常時粉じん作業に従事していたことを明らかにする目的で、雇用していた事業場について調査した。

審査請求人は当時のF社（現在のG社）のH地工場内の築炉工事（溶鉱炉の改修工事で耐火材として石綿を用いている作業）を行う「B社」（事業場名が正しいかどうか審査請求人自身も定かではない旨を述べている。）に雇用され、石綿を取り扱う作業に従事していたと申し立てている。しかし、審査請求人と「B社」の関係を証明できるような契約書や給与明細その他の資料は手元になく、社長の氏名も不明で、当時一緒に働いていた同僚で交流のある者もないとのことであった。そのため、審査請求人の提出資料のみでは、審査請求人が労働者として「B社」に雇用されていた事実を確認することはできなかった。

また、審査請求人は「B社」以外の事業場では石綿を取り扱う業務には従事していない旨述べている。そのため、雇用保険記録の照会、G社への照会、名称や所在地等から「B社」と関連している可能性のある事業場2

社（H地及びI地に事業場を有する「J社」及びK地に事業場を有する「L社」）への照会並びに審査請求人の戸籍謄本の確認等の調査を行ったが、いずれからも「B社」の正式名称及びその存在自体を確認することはできなかった。

したがって、審査請求人が「B社」に雇用されていた事実を確認できず、雇用されていた事業場を明らかにするには至らなかった。その結果、審査請求人が労働者として粉じん作業に常時従事していた事実を確認することはできなかった。

イ 処分庁は、審査請求人から提出された本件交付申請に係る申請書類のみでは、審査請求人が上記第1の1（4）のいずれかの業務又は要件に該当する事実を確認できないことから、本件不交付決定を行った。

ウ 審査請求人は、処分庁に本件交付申請と併せてじん肺管理区分決定申請書を提出した。令和7年8月19日に開催されたじん肺診査会において、地方じん肺診査医が審査請求人の胸部エックス線写真及びCT画像を診査したところ、石綿ばく露の存在を示唆する所見である横隔膜付近の胸膜プラークが認められるものの、胸膜肥厚と評価できる程度の病変がないこと等から、粒状影及び不整形陰影はいずれも0/0相当であり、管理区分1に相当するとの結論になった。

（3）論点に対する判断

ア 本件不交付決定の適否についてみると、処分庁は、審査請求人の申立てに基づき従事歴の調査を行い、健康管理手帳を交付するための業務又は要件について、事務取扱要領に定める手順に従って事務処理を行った結果、審査請求人が労働者として石綿を取り扱う業務に従事していたとは確認することができなかったことから、本件不交付決定を行ったものである。以上のことから、本件不交付決定に係る処分庁の判断は適法であると考えらる。

イ また、上記（2）ウのとおり、医師の診査の結果、審査請求人に不整形陰影や胸膜肥厚が認められず、本件交付申請においては健康管理手帳の交付要件を満たさないことから、本件不交付決定に瑕疵は認められない。

（4）以上によれば、本件不交付決定には違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）45条2項の規定により、棄却されるべ

きである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 一件記録及び審査庁の説明（令和8年7月13日付けの審査庁の事務連絡（以下単に「審査庁の事務連絡」という。）の別紙1の1及び2）によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続の経過は、次のとおりである。

本件審査請求の受付（処分庁）：令和7年12月15日

本件審査請求の審理室への回付：令和8年1月21日

（本件審査請求の受付（処分庁）から約1か月）

審理員意見書の提出：同年4月27日

本件諮問：同年6月25日

（審理員意見書の提出から約2か月、本件審査請求の受付（処分庁）から6か月10日）

- (2) そうすると、本件では、①本件審査請求の受付（処分庁）から本件審査請求の審理室への回付までに約1か月、②審理員意見書の提出から諮問までに約2か月を要した結果、審査請求の受付（処分庁）から諮問までに6か月10日を要している。

このうち、上記①の手続に要した期間について、審査庁に照会したところ、本件審査請求に係る審査請求関係書類は、処分庁が令和7年12月26日に発送し、同月30日に審査庁へ到達したものの、年末年始休暇を挟んだため、審査庁がこれを受領したのは令和8年1月6日であり、その後、同月21日に当該審査請求関係書類を審理室へ持ち込んだ旨の回答があった（審査庁の事務連絡の別紙1の1）。しかし、行審法21条2項は、処分庁等を経由して行われる審査請求について「処分庁等は、直ちに、審査請求書（略）を審査庁となるべき行政庁に送付しなければならない」と規定している。したがって、本件においては、処分庁は、審査請求書の提出を受けた後直ちに審査庁となる厚生労働大臣に送付すべきであった。また、「行政不服審査法事務取扱ガイドライン」（令和4年6月（令和8年5月改訂）総務省行政管理局。以下「本件ガイドライン」という。）は、審査請求の受付に関して、本件ガイドライン第2編第1章1アのとおり、審査庁の担当職員は、審査請求書が審査庁の事務所に到達したときは、提出日

の記録等の受付処理を行うものとしているところ、審査庁となる厚生労働大臣は、処分庁から審査請求書が到達した時点で受付処理等の事務を迅速に処理する必要があった（行審法1条1項参照）。

上記の各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められず、審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に見直す必要がある。

- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件不交付決定の違法性又は不当性について

- (1) 安衛則53条1項は、健康管理手帳の交付対象となる者について、同項の表の上欄に掲げる業務に従事し、その従事した業務に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる要件に該当する者その他厚生労働大臣が定める要件に該当する者と規定している（上記第1の1(3)）。

上記の規定に照らせば、健康管理手帳の交付対象者となるためには、安衛則53条1項の表の上欄に掲げる業務に従事していたことが前提となる。

- (2) これを本件についてみると、審査請求人は、石綿直接業務（安衛則53条1項の表の上欄に掲げる「安衛法施行令23条11号の業務（石綿等を製造し、又は取り扱う業務に限る。）」）に従事していたとして、手帳の種類を「石綿」とする健康管理手帳の交付申請をしている（上記第1の2(1)）。したがって、審査請求人が石綿直接業務に従事していたと認められるか否かについて検討する。

ア 石綿直接業務に係る申請においては、申請書及び従事歴申告書のほか、上記第1の1(5)ア(イ)Aに掲げる従事歴を証する書類の提出が必要であるところ、審査請求人が申請書及び従事歴申告書のほかに提出したのは本人申立書（従事歴申立書（本人記載用）（石綿））のみであった（審査庁の事務連絡の別紙1の4及び7）。なお、上記の本人申立書中の業務への従事に関して事業者の証明書が得られない理由について記載する欄には、「昔の事で会社名がうろ覚えである。調べてもB社という会社がない。」との記載があった。

このため、上記第1の1(5)イに基づき、処分庁は、審査請求人の申立内容を確認するため、審査請求人に対して聴取を実施し、その結果を録取書として作成している。同録取書によれば、審査請求人は、H地所在のF社（現在のG社）の溶鉱炉を作る仕事についての同会社の下請であると

する会社からの募集に応じて、石綿を取り扱う作業に従事していた旨を申し立てている。しかし、審査請求人は、上記の募集をした会社の名称は覚えておらず、「B社」だった気がするが自信はない旨述べている。このため、審査請求人の申立内容のみをもって、健康管理手帳の交付要件に係る業務への従事歴を確認することは困難である。

イ 処分庁は、上記聴取の結果及び審査請求人の申立内容を踏まえ、①雇用保険記録の照会、②G社への照会、③「B社」と関連している可能性のある法人2社（「J社」及び「L社」）への照会並びに④審査請求人の戸籍謄本の附票の確認等、審査請求人の申立内容から得られた手掛かりに基づき調査を実施し、その結果を「健康管理手帳交付に関する調査結果について」として取りまとめた。しかし、いずれの調査によっても、「B社」の正式名称及びその存在を確認することはできず、審査請求人が同事業場に雇用され、石綿直接業務に従事していたことを確認するに足りる証拠書類等は得られなかった。このため、審査請求人が当該業務に従事していた事実を認めることはできず、処分庁は、事務取扱要領の手順に従い、本件不交付決定を行ったものである。

そこで、これらの調査が十分に行われたか、また、事務処理の手順が適正であったかを審査庁に照会したところ、処分庁は、事務取扱要領（上記第1の1（5）ア）に基づき、本件交付申請時に、審査請求人に対し、必要書類の提出を求めたこと、審査請求人からは様式第1号（従事歴申告書）及び様式第5号（本人申立書）が提出されたものの、従事歴を証する他の書類の提出はされなかったこと、そのため処分庁は、事務取扱要領（上記第1の1（5）イ）に基づき、事業場名称、実際の所属の有無、業務内容及び経験期間に係る調査を実施した上で、事務取扱要領に基づき不交付決定を行ったものであり、処分庁による調査及び本件不交付決定に至る事務処理は適正であると考えている旨の回答があった（審査庁の事務連絡の別紙1の4及び7）。一件記録を精査しても、処分庁の調査によっても審査請求人の従事歴を確認するに足りる証拠書類等が得られなかったとの経過について疑いを差し挟む事情は見当たらず、処分庁による調査及び本件不交付決定に至る事務処理は適正であったとする審査庁の判断を不合理と認めるべき事情も見当たらない。

ウ 以上によれば、審査請求人が石綿直接業務（安衛則53条1項の表の上欄に掲げる「安衛法施行令23条11号の業務（石綿等を製造し、又

は取り扱う業務に限る。）」に從事していたとは認められない。

- (3) 審査請求人は、石綿に関する業務に従事したことは肺に明確に記録されており、労働者として石綿を取り扱う業務に従事したことは間違いない旨主張する。

しかし、審査請求人が指摘するところは、上記(2)の判断に直接影響を及ぼすものではない。

したがって、審査請求人の上記主張は採用することができない。

- (4) 上記(1)から(3)までで検討したところによれば、審査請求人は、健康管理手帳の交付対象者に該当するとはいえないから、本件不交付決定は、違法又は不当であるとは認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	八	木	一	洋
委	員	野	口	貴	公 美
委	員	村	田	珠	美